

佐久穂町中間教室設置要綱

(設置)

**第1条** 小・中学校の不登校の児童生徒を対象に、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うことを目的として中間教室を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 中間教室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐久穂町中間教室	佐久穂町大字海瀬309番地

(対象児童生徒)

**第3条** 中間教室に通うことができる児童生徒は、佐久穂町立小学校及び中学校の児童生徒で、不登校の状態にある児童生徒とする。ただし、教育委員会が必要と認めた時は、近隣市町村からの児童生徒の通室を認めるものとする。

(指導員)

**第4条** 中間教室に、指導員を置く。

- 2 教育委員会は、児童生徒の指導に豊かな経験と指導力を持つ者を指導員として任命する。
- 3 指導員は、不登校の児童生徒の指導等を行うとともに、関係学校及び諸機関との連携に当たるものとする。
- 4 その他必要な支援は、次に掲げるものとする。
  - (1) 教育相談
  - (2) 体験活動
  - (3) 集団指導
  - (4) 学習指導
  - (5) その他、社会的自立の指導及び活動

(開設日及び開設時間)

**第5条** 中間教室の開設日及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 開設日 月曜日から金曜日(佐久穂町の休日を定める条例(平成17年佐久穂町条例第2号)第1条に規定する休日を除く。)まで。
- (2) 開設時間 午前9時から午後3時まで。ただし、入室及び退室時刻については、指導員が個々の児童生徒の状況に応じて定めるものとする。

(通室手続等)

**第6条** 保護者及び児童生徒が通室を希望し、児童生徒が在籍する学校長(以下「在籍学校長」という。)がこれを適当と認めた場合、在籍学校長は、中間教室通室依頼書(様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。

- 2 教育委員会は、通室の申込を随時受け付けるものとする。
- 3 退室については、保護者の申し出により在籍学校長が中間教室退室届(様式第2号)を教育委員会に提出するものとする。

(学校、保護者等の連携)

**第7条** 教育委員会、在籍学校長及び指導員(以下「教育委員会等」という。)は、目的達成

のため緊密な連携に努めるものとする。

- 2 在籍学校長は、当該児童生徒の通室までの経過及び通室後把握した状況について、指導員と連絡を密にとるものとする。
- 3 教育委員会等は、児童生徒の状況に応じて、在籍学校と中間教室を交互に通学し、又は通室すること等についても配慮するものとする。
- 4 指導員は、必要に応じて保護者等と面接相談及び家庭訪問を行うものとする。

(通室途中等の事故等の処理)

**第8条** 通室する児童生徒の中間教室への通室途中及び活動中の事故等の処理については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の適用を受けるものとする。

(委任)

**第9条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

佐久穂町中間教室通室依頼書

年 月 日

佐久穂町教育委員会

学校

学校長

印

下記の者を、佐久穂町中間教室へ通室させたいので依頼します。

記

- 1 児童生徒氏名 男・女
- 2 生年月日 年 月 日 生 歳
- 3 学年・組 第 学年 組
- 4 住所  
電話番号  
緊急連絡先
- 5 保護者氏名
- 6 担任氏名
- 7 通室開始年月日 年 月 日
- 8 通室方法
  - (1) 自宅からの通室距離 約 km
  - (2) 通室手段
    - ・徒歩 約 分
    - ・自転車、バス 約 分（バス区間 ）
    - ・自家用車による送迎 約 分
- 9 児童生徒の状況
  - (1) 欠席状況 年度（第 学年） 日  
年度（第 学年） 日  
年度（第 学年） 日
  - (2) 今までの指導経過と現在の状況

様式第2号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

佐久穂町中間教室退室届

年 月 日

佐久穂町教育委員会

学校長

学校  
印

下記の者が、佐久穂町中間教室を退室しますので、届出します。

記

- 1 児童生徒氏名 男・女
- 2 生年月日 年 月 日生 歳
- 3 学年・組 第 学年 組
- 4 住所
- 5 保護者氏名
- 6 担任氏名
- 7 退室年月日 年 月 日
- 8 退室の理由